

令和3年10月4日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
学校保健担当理事 蔵並 貴子

抗原簡易キットの活用の手引き等の更新について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長 菊岡正和
(公印省略)

抗原簡易キットの活用の手引き等の更新について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長から通知がありました。

先に送付いたしました「県立学校における抗原簡易キットの配送について」に添付しました別紙2「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」及び別紙3「児童生徒が使用する際の留意事項」について一部文言の適正化が行われ、各県立学校長宛てに通知したとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただくとともに、学校医の先生方にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、全県立学校においては、抗原簡易キットの使用は原則、教職員用としておりますこと申し添えます。

事務担当

健康医療課 堀金

TEL:045-241-7000/FAX045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き

文部科学省初等中等教育局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小学校及び中学校等」という。）においては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、持続的に子供たちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続いただくよう、文部科学省から累次にわたりお願いしてきたところです。
- 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるため、身体的距離を確保するといった感染症対策の徹底、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の実施など、具体的な留意事項を周知してきたところですが、デルタ株の拡大にともない子供たちの感染数も増加しており、感染者が学校内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められます。
- こうした観点から、政府においては、簡易かつ迅速（検査の所要時間：15分～30分程度）に実施することができる「抗原簡易キット」（以下「キット」という。）について、小学校及び中学校等に対して、無償での配布を行うこととしました。
- このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に有用とされていることがあります。このため、キットを受領した各小学校及び中学校等においては、保健室等にキットを備え、出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える教職員に対して検査を実施するなど、キットの性質と各小学校及び中学校等の実情に応じた使用方法を御検討ください。
- 加えて、学校内において感染の可能性のある者を早期に発見する観点からは、教職員の健康管理が重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むようお願いしています。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリが紹介されておりますので、併せてご参照ください。
(<https://corona.go.jp/health/>)
- 本手引きは、キットを活用した感染者の早期発見・対応に当たっての手順や留意

事項等についてお示しし、各小学校及び中学校等に参照いただくためのものですので、キットを使用する際には下記の内容に御留意の上、適切な手順で使用してください。ただし、今回配布するキットは3社の製品のいずれかであり、製品によって具体的な保管方法、使用方法等は異なりますので、必ず、キットに同封されている各製品の説明書をよくお読みください。

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ (株)	エスプライン SARS-CoV-2	縦 75×横 210×奥 160mm、240g、10 回分
2	デンカ (株)	クイックナビ-COVID19 Ag	縦 80×横 197×奥 97mm、210g、10 回分
3	(株) タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦 69×横 242×奥 88mm、202g、10 回分

- また、本手引きは、基本的に医師等が常駐していない小学校及び中学校等における場面を想定し、あらかじめ検査に関する研修を受けた教職員の管理下で、教職員本人が検査を行う場合の実施方法等についてお示ししています。医師等による実施が可能である場合は、検査の正確性等をより期すため、医師等により検査を実施するようにしてください。
- 発熱等の風邪の症状がある場合には、教職員は、出勤せずに自宅で休養することを徹底することとしており、出勤後に体調の変調を来した場合には、すみやかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としております。その上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、キットの使用を想定していることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある教職員がキットを使用して検査を受けるために出勤をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。
- 今回配布する検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定しております。児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上すみやかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則ですので、引き続きこの対応を徹底して下さい。そのうえで、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒が検査キットを使用することは考えられます。その際は、児童生徒が自ら検体を取る検査の精度は低くなる可能性があること等を踏まえた上で使用するかどうかの判断をすることが重要です。児童生徒が使用する際は別添の「児童生徒が使用する際の留意事項」についてご確認いただいた上で使用ください。
- また、小学校及び中学校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないように、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。

(1) キットについて（製品の仕様や、保管・使用時の留意事項）

- キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に御留意の上、正しい方法で使用してください。

<具体的な製品の仕様・管理方法>

- ・ 政府から無償で配布するキットは、厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものであり、以下の3社の製品のいずれかを送付する予定です。（製品を選んでいただくことはできません）
- ・ 1つの包装に、10回分又は60回分の検査を実施することができるキットが含まれています。キットは常温程度（2～30℃の間）で保存することが可能ですが、夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用前に室内温度に戻すことが必要です。
- ・ 今回配布するキットの使用期限は、各製品の外箱の表示等でご確認ください。
- ・ 医療従事者の不在時に検査を実施する際、立ち会いを行う小学校及び中学校等の教職員におかれては、手引きや各製品の説明書に加え、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」の内容を理解し「理解度確認テスト」を全問正解できることを確認した上で、検査実施のための体制づくりを行っていただくようお願いします。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ・ 使わずに余った場合（使用期限を過ぎた場合）は、基本的には一般廃棄物として廃棄することが可能です。
- ・ 検査に使用したキット等の廃棄に当たっての具体的な処理手順については、各製品の説明書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、必要に応じ、自治体等の廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いします。

<使用時の留意事項>

- ・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、特に無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査（PCR検査）等と比較して感度が低いことから、無症状者へ確定診断として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。
- ・ 小学校及び中学校等においてキットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、教職員が出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等[※]の症状）を発現させた場合において、学校内で速やかに有症状者の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されます。各小学校及び中学校等におかれては、このような場合を念頭に、必要に応じて学校医や医療機関等とも相談の上、キットを有効に御活用ください。

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。

(2) 検査の実施について

- キットを用いて検査を行う際には、適切な取扱いに留意するとともに、学校内外の関係者との連携を含めた適切な検査に必要な環境を整備すること、教職員に検査の性質や結果を踏まえた対応について丁寧に説明し、理解を得ることなどの配慮が必要です。
- 具体的な検査の実施手法等について、以下のとおり整理していますので、検査に関与する方々に御理解いただくようお願いします。

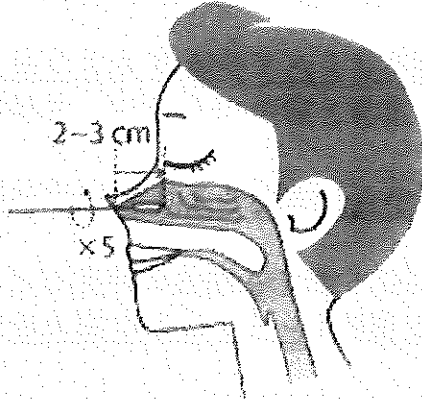
<検査実施体制の整備>

- ・ 学校医や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておくことが必要です。その際、検査実施後の連絡方法やその後の受診・診療の流れについても調整してください。
- ・ 検査を実施する場合には、養護教諭をはじめ、教職員の立ち会いやその後の対応が必要になります。特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ役割分担を行い、体制を整えておくことが重要です。
- ・ なお、検査の実施については、あくまで教職員の意思によって行われるものであり、強制することが無いよう徹底してください。
- ・ 検査の実施場所については、他の教職員等への感染防止、体調不良を訴える教職員のプライバシーに十分配慮し、あらかじめ決めておいてください。

<検体採取の手法>

- ・ 出勤後に体調不良を訴える教職員がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、小学校及び中学校等においては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。
- ※ 各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、必ず、鼻腔検体を採取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- ・ 鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、医療機関と連携して、医師による診療・診断を行うことができる体制を構築したうえで、キットによる検査に関する研修を受講した教職員が立ち会うことで使用できます。
- ・ 研修については、厚生労働省が以下のHPで公開するWEB教材を学習したことを、各小学校及び中学校等の中で確認し、受講者の名簿を作成してください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ・ 鼻腔検体の自己採取に立ち会う教職員については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

鼻腔検体の採取



- ・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、挿入した部位で5秒程度静置し、湿らせる（自己採取により実施）

<検体採取後の操作>

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間（製品により、15分～30分）静置します。
- ・ 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ 以上の操作は、本手引きや各製品の説明書を理解したうえで、原則として教職員本人が行います。

(3) 検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

- 検査結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる教職員にも事前に説明するようお願いします。

<検査結果の読み取り>

- ・ キットによる検査の結果が、キットの外表部における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ キットの検査結果の確認は、本手引きや各製品の説明書を理解した上で行うようお願いします。
- ※ ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。

<検査結果が陽性だった場合>

- 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- 検査結果が陽性だった教職員については、医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- 患者であるとの診断を受けた教職員は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

<検査結果が陰性だった場合>

- キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、偽陰性の可能性もあることから、検査結果が陰性だった教職員についても、医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が軽快するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じることが必要です。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

【教育委員会等から配送される場合】（文部科学省から配送される場合は次頁参照）

（1）手引きの受領及び実施体制の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを教育委員会等経由で小学校及び中学校等が受領。その際、キットの体制上の実施可否等を確認し、教育委員会等に回答。

キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（2）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。

検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
 学校内外の対応フローが整理されている

（3）キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。

（※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。

（4）検査実施後の対応

陽性

（4 a）検査結果が陽性の者への対応

- ・陽性判明者は帰宅・出勤停止し、速やかに医師の診察を受けることを徹底。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

（4 b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・被検者はすみやかに帰宅・療養し、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ） 【文部科学省から配送される場合】

(1) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で小学校及び中学校等が受領。
- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。



- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学校内外の対応フローが整理されている

(2) キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- （※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）



(3) 検査実施後の対応

陽性

(3a) 検査結果が陽性の者への対応

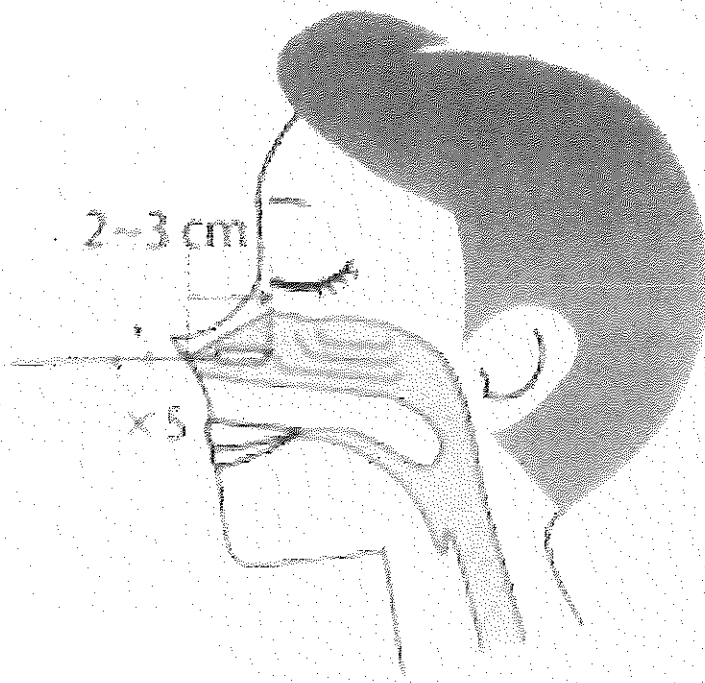
- ・陽性判明者は帰宅・出勤停止し、速やかに医師の診察を受けることを徹底。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

(3b) 検査結果が陰性だった者への対応

- ・被検者はすみやかに帰宅・療養し、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ キットを利用する際の検体採取の方法に関する教職員への説明イメージ図



- ① キット付属の綿棒を鼻腔入り口から 2 cm 程度、粘膜部分をぬぐうようにしてゆっくり挿入します。
- ② 挿入後、綿棒を 5 回程度ゆっくり回転させます。
- ③ 挿入した部位で 5 秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。
- ④ 採取した綿棒を所定の容器へ入れます。

小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き

文部科学省初等中等教育局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小学校及び中学校等」という。）においては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、持続的に子供たちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続いただくよう、文部科学省から累次にわたりお願いしてきたところです。
- 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるため、身体的距離を確保するといった感染症対策の徹底、具体的な活動場面ごとの感染症予防対策の実施など、具体的な留意事項を周知してきたところですが、デルタ株の拡大にともない子供たちの感染数も増加しており、感染者が学校内に生じた場合には、早期の発見・対応が求められます。
- こうした観点から、政府においては、簡易かつ迅速（検査の所要時間：15分～30分程度）に実施することができる「抗原簡易キット」（以下「キット」という。）について、小学校及び中学校等に対して、無償での配布を行うこととしました。
- このキットは、抗原定性検査を実施するものであり、その特性として、結果をその場で迅速に得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に有用とされていることがあります。このため、キットを受領した各小学校及び中学校等においては、保健室等にキットを備え、出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等）を訴える教職員に対して検査を実施するなど、キットの性質と各小学校及び中学校等の実情に応じた使用方法を御検討ください。
- 加えて、学校内において感染の可能性のある者を早期に発見する観点からは、教職員の健康管理が重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むようお願いしています。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリが紹介されておりますので、併せてご参照ください。
(<https://corona.go.jp/health/>)
- 本手引きは、キットを活用した感染者の早期発見・対応に当たっての手順や留意

事項等についてお示しし、各小学校及び中学校等に参照いただくためのものですので、キットを使用する際には下記の内容に御留意の上、適切な手順で使用してください。ただし、今回配布するキットは3社の製品のいずれかであり、製品によって具体的な保管方法、使用方法等は異なりますので、必ず、キットに同封されている各製品の説明書をよくお読みください。

	企業名	製品名	サイズ・重量
1	富士レビオ (株)	エスプライン SARS-CoV-2	縦 75×横 210×奥 160mm、240g、10 回分
2	デンカ (株)	クイックナビ-COVID19 Ag	縦 80×横 197×奥 97mm、210g、10 回分
3	(株) タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2	縦 69×横 242×奥 88mm、202g、10 回分

- また、本手引きは、基本的に医師等が常駐していない小学校及び中学校等における場面を想定し、あらかじめ検査に関する研修を受けた教職員の管理下で、教職員本人が検査を行う場合の実施方法等についてお示ししています。医師等による実施が可能である場合は、検査の正確性等をより期すため、医師等により検査を実施するようにしてください。
- 発熱等の風邪の症状がある場合には、教職員は、出勤せずに自宅で休養することを徹底することとしており、出勤後に体調の変調を来した場合には、すみやかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としております。その上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、キットの使用を想定していることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある教職員がキットを使用して検査を受けるために出勤をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。
- 今回配布する検査キットは、教職員が使用することを基本的に想定しております。児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上すみやかに帰宅させ医療機関を受診させることが原則ですので、引き続きこの対応を徹底して下さい。そのうえで、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど等における、補完的な対応として、小学4年生以上の児童生徒が検査キットを使用することは考えられます。その際は、児童生徒が自ら検体を取る検査の精度は低くなる可能性があること等を踏まえた上で使用するかどうかの判断をすることが重要です。児童生徒が使用する際は別添の「児童生徒が使用する際の留意事項」についてご確認いただいた上で使用ください。
- また、小学校及び中学校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないよう、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。

(1) キットについて（製品の仕様や、保管・使用時の留意事項）

○ キットの管理や使用に当たっては、以下の事項に御留意の上、正しい方法で使用してください。

<具体的な製品の仕様・管理方法>

- ・ 政府から無償で配布するキットは、厚生労働大臣から薬事法令上の承認を受けたものであり、以下の3社の製品のいずれかを送付する予定です。（製品を選んでいただくことはできません）
- ・ 1つの包装に、10回分又は60回分の検査を実施することができるキットが含まれています。キットは常温程度（2～30℃の間）で保存することが可能ですが、夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用前に室内温度に戻すことが必要です。
- ・ 今回配布するキットの使用期限は、各製品の外箱の表示等でご確認ください。
- ・ 医療従事者の不在時に検査を実施する際、立ち会いを行う小学校及び中学校等の教職員におかれては、手引きや各製品の説明書に加え、「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」の内容を理解し「理解度確認テスト」を全問正解できることを確認した上で、検査実施のための体制づくりを行っていただくようお願いします。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ・ 使わずに余った場合（使用期限を過ぎた場合）は、基本的には一般廃棄物として廃棄することが可能です。
- ・ 検査に使用したキット等の廃棄に当たっての具体的な処理手順については、各製品の説明書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、必要に応じ、自治体等の廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いします。

<使用時の留意事項>

- ・ キットは、抗原定性検査を実施するものであり、特に無症状者に対して実施する場合は、核酸検出検査（PCR検査）等と比較して感度が低いことから、無症状者へ確定診断として用いることや、濃厚接触者への検査に用いることは推奨されません。
- ・ 小学校及び中学校等においてキットを有効に用いることができる場面としては、たとえば、教職員が出勤後に新型コロナウイルス感染症の初期症状として見られる症状（咳、咽頭痛、発熱等[※]の症状）を発現させた場合において、学校内で速やかに有症状者の感染リスクを確認する必要があるときなどが想定されます。各小学校及び中学校等におかれては、このような場合を念頭に、必要に応じて学校医や医療機関等とも相談の上、キットを有効に御活用ください。

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。

(2) 検査の実施について

- キットを用いて検査を行う際には、適切な取扱いに留意するとともに、学校内外の関係者との連携を含めた適切な検査に必要な環境を整備すること、教職員に検査の性質や結果を踏まえた対応について丁寧に説明し、理解を得ることなどの配慮が必要です。
- 具体的な検査の実施手法等について、以下のとおり整理していますので、検査に関与する方々に御理解いただくようお願いします。

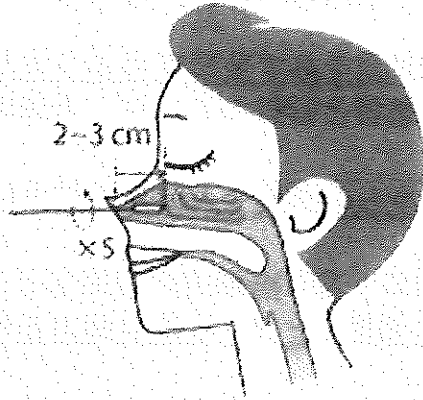
<検査実施体制の整備>

- ・ 学校医や医療機関等と連携し、検査の実施前、実施後の手順をあらかじめ決めておくことが必要です。その際、検査実施後の連絡方法やその後の受診・診療の流れについても調整してください。
- ・ 検査を実施する場合には、養護教諭をはじめ、教職員の立ち会いやその後の対応が必要になります。特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ役割分担を行い、体制を整えておくことが重要です。
- ・ なお、検査の実施については、あくまで教職員の意思によって行われるものであり、強制することが無いよう徹底してください。
- ・ 検査の実施場所については、他の教職員等への感染防止、体調不良を訴える教職員のプライバシーに十分配慮し、あらかじめ決めておいてください。

<検体採取の手法>

- ・ 出勤後に体調不良を訴える教職員がいる場合には、本人の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- ・ キットによる検査に当たっては、鼻腔検体を採取するものと、鼻咽頭検体を採取するものの2つの方法がありますが、鼻咽頭検体は医師又は医師の指示を受けた看護師若しくは臨床検査技師による検体採取が必要になるため、小学校及び中学校等においては、鼻腔検体を被検者自ら採取することとなります。
- ※ 各製品の説明書には2つの方法が記載されていますが、必ず、鼻腔検体を採取する方法を確認するよう、よく注意してください。
- ・ 鼻腔検体については、被検者本人以外の者が立ち会った上で、本人が検体を採取することが可能です。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、医療機関と連携して、医師による診療・診断を行うことができる体制を構築したうえで、キットによる検査に関する研修を受講した教職員が立ち会うことで使用できます。
- ・ 研修については、厚生労働省が以下のHPで公開するWEB教材を学習したことを、各小学校及び中学校等の中で確認し、受講者の名簿を作成してください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- ・ 鼻腔検体の自己採取に立ち会う教職員については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

鼻腔検体の採取



- ・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、挿入した部位で5秒程度静置し、湿らせる（自己採取により実施）

<検体採取後の操作>

- ・ 検体採取後、付属の容器に入った液に綿棒を浸し、容器の外側から綿球部分をつまみ、数回回転させて、綿球部分から採取検体を抽出します。抽出後、容器の上から綿球部分をつまんで、綿球より液体を絞り出すように綿棒を引き抜き、試料とします。その後、試料が入った容器に付属のフィルターを装着し、付属の機器の液体滴下部に滴下し、一定時間（製品により、15分～30分）静置します。
- ・ 詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ 以上の操作は、本手引きや各製品の説明書を理解したうえで、原則として教職員本人が行います。

(3) 検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

- 検査結果の確認及びそれを踏まえた対応については、以下に掲げる事項に御留意いただき、感染拡大の防止を図ってください。また、検査結果に基づいて講じられる以下の対応については、被検者となる教職員にも事前に説明するようお願いします。

<検査結果の読み取り>

- ・ キットによる検査の結果が、キットの外表部における縦線上の反応の有無によって表示されます。詳細については、製品によって異なりますので、使用前に各製品の説明書を必ず確認してください。
- ・ キットの検査結果の確認は、本手引きや各製品の説明書を理解した上で行うようお願いいたします。
- ※ ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。

<検査結果が陽性だった場合>

- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 検査結果が陽性だった教職員については、医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた教職員は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

<検査結果が陰性だった場合>

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、偽陰性の可能性もあることから、検査結果が陰性だった教職員についても、医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が軽快するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じることが必要です。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

【教育委員会等から配送される場合】（文部科学省から配送される場合は次頁参照）

（1）手引きの受領及び実施体制の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを教育委員会等経由で小学校及び中学校等が受領。その際、キットの体制上の実施可否等を確認し、教育委員会等に回答。

キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（2）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。

- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学校内外の対応フローが整理されている

（3）キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。

（※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

（4）検査実施後の対応

陽性

（4a）検査結果が陽性の者への対応

- ・陽性判明者は帰宅・出勤停止し、速やかに医師の診察を受けることを徹底。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡を取り、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

（4b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・被検者はすみやかに帰宅・療養し、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）
【文部科学省から配送される場合】

(1) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で小学校及び中学校等が受領。
- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。



- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学校内外の対応フローが整理されている

(2) キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- （※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）



(3) 検査実施後の対応



(3a) 検査結果が陽性の者への対応

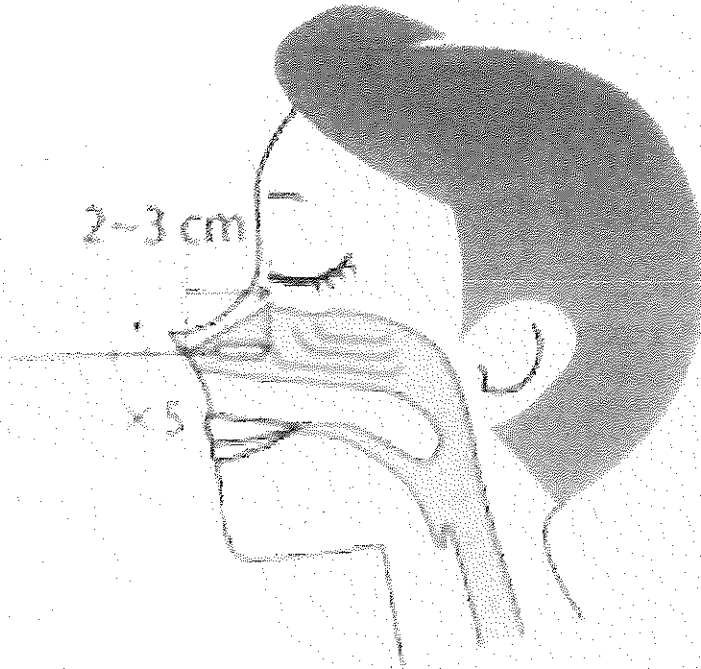
- ・陽性判明者は帰宅・出勤停止し、速やかに医師の診察を受けることを徹底。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡を取り、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。



(3b) 検査結果が陰性だった者への対応

- ・被検者はすみやかに帰宅・療養し、医療機関の受診又は症状が軽快するまでは自宅待機。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ キットを利用する際の検体採取の方法に関する教職員への説明イメージ図



- ① キット付属の綿棒を鼻腔入り口から2 cm程度、粘膜部分をぬぐうようにしてゆっくり挿入します。
- ② 挿入後、綿棒を5回程度ゆっくり回転させます。
- ③ 挿入した部位で5秒程度静置し、綿球を十分湿らせた後、先端が他の部位に触れないようにそっと引き抜きます。
- ④ 採取した綿棒を所定の容器へ入れます。

児童生徒が使用する際の留意事項

文部科学省初等中等教育局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを徹底しております。また、登校後に体調の変調を来した場合は、保護者に連絡の上、すみやかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としております。その上で、キットの使用にあたっては保護者と十分な連絡を取り、本人及び保護者の同意を得て、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど、補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒（※）を対象としていることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある児童生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。

※ 小学校4年生以上の児童生徒としているのは、キットの使用にあたり、検体の自己採取が必要であるためです。実施に当たっては、児童の発達状況、家庭、学校等の周りの環境なども考慮した上で、実施を検討願います。

- この留意事項は、上記のような場合において児童生徒が使用する際の留意事項をまとめたものであり、キットの使用にあたっては、「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」をご確認ください。
- また、小学校及び中学校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないように、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。
- なお、学校内において感染の可能性がある者を早期に発見する観点からは、児童生徒の健康管理が重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、児童生徒の健康状態を把握するようお願いしています。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリが紹介されておりますので、併せてご参照ください。（<https://corona.go.jp/health/>）

（1）検査の実施について

- 児童生徒や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法、検査後の対応等をあらかじめ十分に説明の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施については、あくまで児童生徒や保護者の意思によって行われるもので

あり、強制することが無いよう徹底してください。

- 検査の実施場所については、他の児童生徒への感染防止、体調不良を訴える児童生徒のプライバシーに十分配慮し、あらかじめ決めておいてください。
- 登校後に体調不良を訴え、すぐに帰宅できない等の事情のある児童生徒がいる場合には、本人及び保護者の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- キットによる検査に当たっては、教職員の立ち会いのもとで、鼻腔検体の採取及び検体採取後の操作を児童生徒自ら行います。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、医療機関と連携して、医師による診療・診断を行うことができる体制を構築したうえで、キットによる検査に関する研修を受講した教職員が立ち会うことで使用できます。
- 研修については、厚生労働省が以下のHPで公開するWEB教材を学習したことを、各小学校及び中学校等の中で確認し、受講者の名簿を作成してください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- 鼻腔検体の自己採取に立ち会う教職員については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策に留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

(2) 検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

- キットの検査結果の確認は、児童生徒本人ではなく、教職員が、「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」や各製品の説明書を理解した上で行うようお願いします。
- ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。
※キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。
- 検査結果については、検査後の対応と併せて、原則、保護者に連絡することとし、その際、キットによる検査では、新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの判断はできないため患者であるかどうかを診断するには医師の判断が

必要であることを伝えてください。なお、検査の結果を児童生徒本人に伝える場合には、児童生徒の心情に十分配慮するとともに、差別的扱いを受けないよう又精神的負担とならないように嚴重に配慮してください。

<検査結果が陽性だった場合>

- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 検査結果が陽性だった場合には、児童生徒が医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた児童生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

<検査結果が陰性だった場合>

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、偽陰性の可能性もあることから、検査結果が陰性だった児童生徒についても、医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が軽快するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じることが必要です。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

【教育委員会等から配送される場合】（文部科学省から配送される場合は次頁参照）

※「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」と異なる箇所は網掛けにしています。

(1) 手引きの受領及び実施体制の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを教育委員会等経由で小学校及び中学校等が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、教育委員会等に回答。

キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

(2) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・児童生徒及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する児童生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学校内外の対応フローが整理されている

(3) キットを利用した検査の実施

- ・児童生徒本に及び保護者の意思を確認し、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。

（※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

(4) 検査実施後の対応

陽性

(4a) 検査結果が陽性の者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

(4b) 検査結果が陰性だった者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

【文部科学省から配送される場合】

※「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」と異なる箇所は網掛けにしています。

(1) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で小学校及び中学校等が受領。
- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・児童生徒及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する児童生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

- ☑ 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- ☑ 学校内外の対応フローが整理されている

(2) キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- (※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。)

(3) 検査実施後の対応

陽性

(3a) 検査結果が陽性の者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

(3b) 検査結果が陰性だった者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ キットを利用した検査に関する保護者への周知の例（イメージ）

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

- 本校においては、児童生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。
- 本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。
 - ※ あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。
- 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

（検査の実施対象となる者）

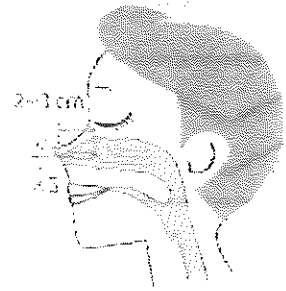
登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等[※]）を生じた児童生徒で、直ちに医療機関の受診ができない小学校4年生以上の児童生徒。

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

（検査実施方法）

- ・ 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・ 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、基本的に児童生徒本人が行います。

裏面もご覧ください



同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。
体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和3年 月 日

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(検査実施のイメージ)

① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。

※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。

② 体調不良を生じた児童生徒の申し出を受け、検査を実施する。

③—1 陽性だった場合

- ・ 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた児童生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。

③—2 陰性だった場合

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- ・ お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただくこともありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。

児童生徒が使用する際の留意事項

文部科学省初等中等教育局
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

- 感染症対策に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）などにおいて、発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを徹底しております。また、登校後に体調の変調を来した場合は、保護者に連絡の上、すみやかに帰宅させ、医療機関を受診するよう促すことを原則としております。たその上で、キットの使用にあたっては保護者と十分な連絡を取り、本人及び保護者の同意を得て、すぐに帰宅することが困難な場合や地域の実情により直ちには医療機関を受診できない場合に限るなど等における、補完的な対応として、小学校4年生以上の児童生徒（※）を対象としていることに御留意ください。発熱等の風邪の症状がある児童生徒がキットを使用して検査を受けるために登校をするようなことが無いよう、徹底をお願いします。

※ 小学校4年生以上の児童生徒としているのは、キットの使用にあたり、検体の自己採取が必要であるためです。実施に当たっては、児童の発達状況、家庭、学校等の周りの環境なども考慮した上で、実施を検討願います。

- この留意事項は、上記のような場合において児童生徒が使用する際の留意事項をまとめたものであり、キットの使用にあたっては、「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」をご確認ください。
- また、小学校及び中学校等でのキットの使用は、受診に代わるものではありません。キットの使用によって受診が遅れることがないよう、体調不良時は受診することが基本であることを徹底してください。
- なお、学校内において感染の可能性がある者を早期に発見する観点からは、児童生徒の健康管理が重要であり、文部科学省からは、衛生管理マニュアルにおいて、登校時、「健康観察表」なども活用しながら、児童生徒の健康状態を把握するようお願いしています。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリが紹介されておりますので、併せてご参照ください。（<https://corona.go.jp/health/>）

（1）検査の実施について

- 児童生徒や保護者に対して、検査の趣旨や性質、方法、検査後の対応等をあらかじめ十分に説明の上、保護者からの同意を得ておくことが必要です。別添資料2に保護者への説明資料のイメージを示していますので参考にしてください。なお、検査の実施については、あくまで児童生徒や保護者の意思によって行われるもので

あり、強制することが無いよう徹底してください。

- 検査の実施場所については、他の児童生徒への感染防止、体調不良を訴える児童生徒のプライバシーに十分配慮し、あらかじめ決めておいてください。
- 登校後に体調不良を訴え、すぐに帰宅できない等の事情のある児童生徒がいる場合には、本人及び保護者の検査実施の希望意思を確認したうえで、学校長の判断で検査を実施してください。
- キットによる検査に当たっては、教職員の立ち会いのもとで、鼻腔検体の採取及び検体採取後の操作を児童生徒自ら行います。立ち会う者は、医師・看護師等の医療従事者であることが望ましいですが、医療従事者の立ち会いが困難な場合は、医療機関と連携して、医師による診療・診断を行うことができる体制を構築したうえで、キットによる検査に関する研修を受講した教職員が立ち会うことで使用できます。
- 研修については、厚生労働省が以下のHPで公開するWEB教材を学習したことを、各小学校及び中学校等の中で確認し、受講者の名簿を作成してください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html)
- 鼻腔検体の自己採取に立ち会う教職員については、被検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策に留意し、被検者との間に十分な距離を確保するか、ガラス窓のある壁等による隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じるようお願いします。

(2) 検査の結果について（結果の判断やその後の対応）

- キットの検査結果の確認は、児童生徒本人ではなく、教職員が、「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」や各製品の説明書を理解した上で行うようお願いします。
- ただし、被検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかどうかを診断するには、医師の判断が必要です。
※キットの検査結果を学校医や医療機関等の医師に連絡し、それらの医師等において診療が行えるようにあらかじめ連携を図ってください。
- 検査結果については、検査後の対応と併せて、原則、保護者に連絡することとし、その際、キットによる検査では、新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうかの判断はできないため患者であるかどうかを診断するには医師の判断が

必要であることを伝えてください。なお、検査の結果を児童生徒本人に伝える場合には、児童生徒の心情に十分配慮するとともに、差別的扱いを受けないよう又精神的負担とならないように厳重に配慮してください。

<検査結果が陽性だった場合>

- ・ 当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行います。
- ・ 検査結果が陽性だった場合には、児童生徒が医療機関を必ず受診するよう促してください。医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がなされます。
- ・ 患者であるとの診断を受けた児童生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従ってください。
- ・ 医師から届出を受けた保健所は、被検者への対応や濃厚接触者の特定など、必要な措置を講じていくこととなります。保健所と連携をとり、必要な協力を行ってください。

<検査結果が陰性だった場合>

- ・ キットを用いた検査で、陰性の結果だった場合でも、特に検体中のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となることがあるため、引き続き感染予防策を講じることが必要です。
- ・ 被検者はすみやかに帰宅・療養させ、偽陰性の可能性もあることから、検査結果が陰性だった児童生徒についても、医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が軽快するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じることが必要です。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

【教育委員会等から配送される場合】（文部科学省から配送される場合は次頁参照）

※「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」手引きと異なる場合箇所は網掛けにしています。

（１）手引きの受領及び実施体制の確認

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを教育委員会等経由で小学校及び中学校等が受領。その際、キットの利用希望の有無及び体制上の実施可否等を確認し、教育委員会等に回答。

キットの利用が可能な体制（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）がある

（２）キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・児童生徒及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する児童生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
 学校内外の対応フローが整理されている

（３）キットを利用した検査の実施

- ・児童生徒本に及び保護者の意思を確認し、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。

（※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。）

（４）検査実施後の対応

陽性

（４a）検査結果が陽性の者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

（４b）検査結果が陰性だった者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ 小学校及び中学校等におけるキットの利用フロー図（イメージ）

【文部科学省から配送される場合】

※「小学校及び中学校等における抗原簡易キットの活用の手引き」手引きと異なる場合箇所は網掛けにしています。

(1) キットの受領及び保管・利用に向けた準備

- ・厚生労働省及び文部科学省で作成した手引きを学校の設置者経由で小学校及び中学校等が受領。
- ・各学校において、学校医や地域の医療機関と連携し、検査実施のための体制・環境を整備。
- ・キットを保健室等に備え付ける場合は、適切な保管・管理を行い、必要が生じた際に迅速に対応できるよう校内、医療機関及び管轄の保健所との対応フローを整理。
- ・児童生徒及び保護者に検査の趣旨や方法を説明し、希望する児童生徒の保護者からあらかじめ同意を得る。

- 検査を実施できる体制・環境（学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されている）が整備されている
- 学校内外の対応フローが整理されている

(2) キットを利用した検査の実施

- ・体調不良者が検査の希望を申し出るなどした場合、学校長の判断で実施を決定し、手引きに沿って検査を実施。
- (※ 検査には医療従事者の立ち会いが推奨されているが、学校医や医療機関との連携の下、教職員等が検査に立ち会う体制が確立されていれば、検査を実施可能。

(3) 検査実施後の対応

陽性

(3a) 検査結果が陽性の者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・学校医や医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介。
- ・確定診断の結果、患者と診断された場合は、当該医療機関から保健所に届出。

陰性

(3b) 検査結果が陰性だった者への対応

- ・学校から保護者に対し、結果を連絡。
- ・偽陰性の可能性もあることから、医療機関の受診を促す。
- ・症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大の防止措置を講じる。

■ キットを利用した検査に関する保護者への周知の例（イメージ）

抗原簡易キットを用いた検査の実施について

- 本校においては、児童生徒や教職員の安全を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、抗原簡易キットによる検査を実施することとしました。
- 本検査は、校内で体調不良を生じるなどした場合、短時間の簡易な検査で感染の有無の早期確認ができるものです。
 - ※ あくまで登校後に体調の変調を来した場合等における対応を想定しています。発熱等の風邪の症状がある場合には、登校せずに自宅で休養することを引き続き徹底してください。
- 検査の概要は下記のとおりです。お読みいただき、お子さまともよく話し合っていた上で、検査実施を希望する場合は、あらかじめ同意書の提出をお願いします。

記

（検査の実施対象となる者）

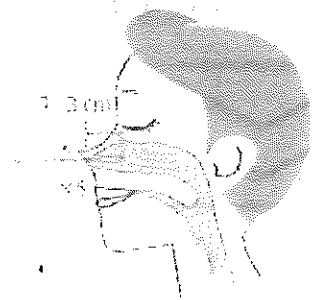
登校後に、新型コロナウイルス感染症の初期症状の可能性のある体調不良（咳・咽頭痛・発熱等[※]）を生じた児童生徒で、直ちに医療機関の受診ができない小学校4年生以上の児童生徒。

※ このほか、頭痛や関節痛、下痢等の症状や、これらの症状のうちのいずれかが見られる場合（複合的な症状ではない場合）も考えられます。ただし、無症状の場合は、本キットによる検査には適していません。

（検査実施方法）

- ・ 検査は、鼻腔ぬぐい液採取で行います。
- ・ 鼻腔ぬぐい液採取とは、鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置して検体を採取する方法で、基本的に児童生徒本人が行います。

裏面もご覧ください



同意書

抗原簡易キットの趣旨や実施方法、留意事項等について確認しました。
体調不良が生じた場合の検査の実施について、同意します。

令和3年 月 日

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

(検査実施のイメージ)

① 学校において、同意書により、検査実施への保護者の同意を確認する。

※ 保護者の同意が無い場合は、本人が希望しても検査を実施できません。体調不良が生じた際の検査を希望する場合には、あらかじめ同意書を提出してください。

② 体調不良を生じた児童生徒の申し出を受け、検査を実施する。

③—1 陽性だった場合

- ・ 医療機関の医師が診療・診断を行い、患者と診断されれば、当該医療機関から保健所に届出がされる。
- ・ 患者であるとの診断を受けた児童生徒は、保健所からの療養や入院等の指示に従う。当該陽性判明者は帰宅し、医師による診断で感染性がないとされ、かつ症状が軽快するまで療養を行う。

③—2 陰性だった場合

- ・ 偽陰性の可能性もあることから、帰宅の上、可能であれば医療機関を受診するとともに、症状が快癒するまで自宅待機を行う。

(留意事項等)

- ・ お子さまの体調や状況等によって、保護者の方に迎えに来ていただくこともありますので、ご了承ください。
- ・ 検査に係る費用は無料です。